

○財務省告示第四百二号

関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）第一条の三、第八条、第十条及び第十一条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）第三条第五項第四号ニの規定に基づき、同号ニに規定する財務大臣が定めるところを定める件（平成十七年三月財務省告示第三百三十号）の一部を次のように改正し、平成二十八年一月一日から適用する。

平成二十七年十二月二十五日

財務大臣 麻生 太郎

本則中「第三条第五項第四号ニ」を「第三条第五項第六号ニ」に改め、「に準拠した」の前に「又は国際標準化機構の規格一二六五三―三」を、「を認識することが」の前に「又は国際標準化機構の規格一二六五三―三における四ポイントの文字及び一四〇図票」を加える。